

浜田市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市教育委員会
教育長 岡 田 泰 宏

浜田市教育委員会規則第 1 号

浜田市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

浜田市教育委員会事務処理規則(平成 17 年浜田市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員の海外出張命令及び復命に関するもの

別表第 1 項第 6 号中「県内」を削り、同項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 項第 12 号中「県内」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。